

法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する「電子委任状」の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、法人等の委託を受けて電子委任状を保管し、関係者に提示等する「電子委任状取扱業務」の認定の制度を設けること等により、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図る。

主な規定

○ 電子委任状等の定義

- 「電子委任状」とは、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。
- 「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、法人等の委託を受けて、電子委任状を保管し、関係者に対し、当該電子委任状を提示し、又は提出する業務をいう。

○ 基本指針

主務大臣（総務大臣及び経済産業大臣）は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定める。

○ 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、その業務の実施の方法が基本指針において定められた事項に適合していること等の認定を受けることができる。

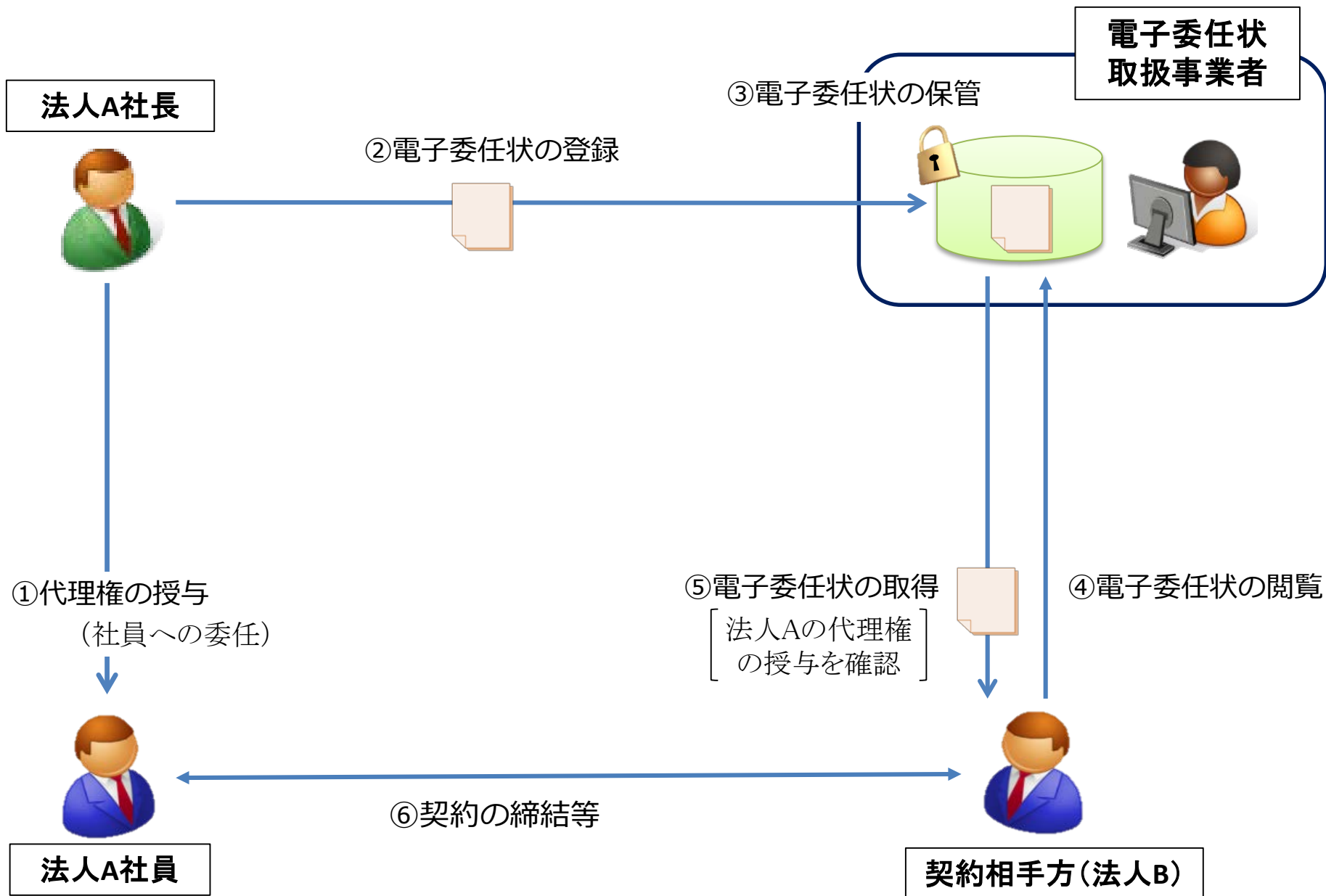
○ 国等の責務

- 国は、広報活動等を通じて、関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならない。

施行期日

公布の日から起算して9月以内の政令において定める日

「電子委任状取扱業務」のイメージ



1. 電子委任状の普及の意義及び目標(法第3条第2項第1号)

⇒ 目標については、定量的な目標設定と定性的な目標設定の双方の可能性を視野に入れて検討

2. 電子委任状に関する関係者の理解を深めるための施策(法第3条第2項第2号)

3. 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準(法第3条第2項第3号)

⇒ 電子委任状に委任者が電子署名をする場合(法第2条第4項第1号イ)と、電子委任状に委任者が電子署名をしない場合(同号ロ)のそれぞれについて、記録方法の標準を検討

4. 電子委任状取扱業務の実施方法について認定の基準となるべき事項(法第3条第2項第4号)

① 電子委任状が法人の代表者等の作成に係ることを確保するための業務の実施方法

⇒ 認証事業者における既存の取組(例:電子認証局会議「電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドライン」)を参考にして、代表者性の確認方法等を検討

② 電子委任状のセキュリティ(改変、漏洩、滅失の防止)を確保するための業務の実施方法

⇒ 既存の法令(例:電子署名法、公的個人認証法)における基準や既存の民間認証制度における基準を参考にして、セキュリティ確保の方法を検討